

1. 料金

通訳ガイドの雇い主は、通訳ガイドが事前に合意された旅程に沿ってガイドサービスを提供するときに発生する、ガイドの交通費、入場料、宿泊費などのすべて経費を負担しなければならない。それに加えて、通訳ガイドには以下の(A)(B)(C)の3種の料金、経費の合計額を支払わなければならない。通訳ガイドサービスの契約が締結される前に、通訳ガイドは雇い主が提示する旅程に対して、この3種の料金、経費を明確に提示しなければならない。また、雇い主はこの3種の料金をしっかりと確認しなければならない。

(A) 通訳ガイド基本料金

通訳ガイドの雇い主は通訳ガイドサービスに対して、半日料金(A1)または一日料金(A2)を払わなければならない。

* 半日料金(A1)とはガイドサービスの開始時刻から終了時刻までの時間が4時間未満のときの料金を意味する。
* 一日料金(A2)とはガイドサービスの開始時刻から終了時刻までの時間が4時間以上8時間未満のときの料金を意味する。

(B) 交通費と食費

(B1) 就業、帰宅のための交通費

通訳ガイドの雇い主は通訳ガイドに、公共交通機関を使って、通訳ガイドの自宅からガイドサービスの開始場所へ移動するための、またガイドサービス終了場所から通訳ガイドの自宅へ帰るための交通費を払わなければならない。

* ただし、就業、帰宅のために公共の交通機関が利用できない早朝、深夜の移動が必要な場合は、通訳ガイドにタクシー代を支払わなければならない。

(B2) 食費

通訳ガイドサービスが朝食、昼食、夕食の時間にかかる場合、通訳ガイドの雇い主は通訳ガイドに、食事を無償で提供するか、朝食1000円、昼食1500円、夕食2000円の食事手当てを支払わなければならない。

* 朝食手当てはガイドサービスが午前8時以前にかかっているときに発生する。
* 昼食手当てはガイドサービスが午後12時30分にかかっているときに発生する。
* 夕食手当てはガイドサービスが午後7時以降にかかっているときに発生する。

(C) 特別割り増し料金

特別な条件、状況でのガイドサービスには以下の割増料金が発生する。

(C1) サービス時間超過割増料金

通訳ガイドは一日8時間を越えるサービスを雇い主に求められ、それに合意した場合、以下のサービス時間超過割増料金を通訳ガイド一日基本料金(A2)に、また人数割増料金が適用されている場合は、通訳ガイド一日基本料金(A2)と人数割増料金(C1)の合計額に以下の料金を加算する。

* 超過時間1時間ごとに(A2)÷8の料金。超過時間が1時間未満、例えば10分の超過でも、この計算の追加料金、すなわち、一日料金を8で割った金額を追加請求する。

* 通訳ガイド半日基本料金(A1)の仕事が、突発的な理由で4時間を越える状況になった場合でも、通訳ガイドは延長依頼を断り帰宅する権利を有する。なぜならば、この半日の仕事の直後に別の仕事や、重要な予定を入れている場合があるからである。ゆえに、4時間を越える可能性がある場合は一日料金で予約することが推薦される。しかし、通訳ガイドが延長依頼を受諾し、サービス提供時間が合計4時間超8時間未満になる場合、通訳ガイド半日基本料金(A1)に代えて、通訳ガイド一日基本料金(A2)を請求する。さらに、その延長が8時間を越える場合は一日料金(A2)に上記の超過時間1時間ごとの追加料金を加えて請求する。

* 通訳ガイドが雇い主と同じホテルに宿泊する場合、「また、あした」と言って雇い主を離れたときから、翌日「さあ、始めましょう」と言って雇い主と行動を共にするまでの間は、通訳ガイドサービスの提供時間に含まれず、当然、サービス時間超過割増料金の対象にならない。

(C2) 専門通訳割増料金

通訳ガイドサービスの中で必然的に発生するガイド業務の一環としての通訳業務には割増料金の対称にならないが、雇い主が観光の途中にビジネス通訳や専門通訳を依頼し、通訳ガイドがそれを受諾した場合は、その仕事が半日料金(A1)の仕事であるか一日料金(A2)の仕事であるかにかかわらず、通訳ガイドは一日料金(A2)の50パーセントの追加料金を請求する。依頼された通訳業務が高度な専門性を要求される場合、あるいは、観光よりも通訳業務が主になる場合、通訳ガイドは、通訳ガイド料金に代えて、各通訳ガイドが独自に設定する専門通訳料金を請求することができる。

* 雇い主が専門通訳業務を求める場合、その詳細を事前に説明し、料金に関し、相互にしっかりと合意しておくことが必要である。

(C3) 前泊、後泊料金

通訳ガイドサービスの開始地点が通訳ガイドの自宅から離れているために、通訳ガイド業務の開始前夜に、または、通訳ガイド業務終了後の夜に宿泊を必要とする場合、通訳ガイドはホテル代を請求する。

2. キャンセル料金と支払い

2.1

キャンセル料金

成約済みの通訳ガイドサービス契約を、雇い主がキャンセルする場合、通訳ガイドは旅程の各日の(A)(B)(C)合計金額の中から以下のキャンセル料を請求する。

当日のキャンセル: (A)(B)(C)合計金額の100パーセント。

前日、2日前のキャンセル: (A)(B)(C)合計金額の80パーセント。

3日～7日前のキャンセル: (A)(B)(C)合計金額の30パーセント。

* 例えば、一日のガイド料 25,000 円で 7 日間の仕事を依頼していたのを、当日キャンセルした場合のキャンセル料金は以下のとおり。

当日のキャンセル: 175,000 円。

前日、2日前のキャンセル: 140,000 円。

3日～7日前のキャンセル: 52,500 円。

2.2

前払い金の送金

支払いは原則として、ツアー開始日の10日前までに、日本円で通訳ガイドが指定する口座に前払い金が送金されなければならない。**送金にかかわる諸費用はすべて雇い主が負担しなければならない。**残金はツアー開始日に現金で全額、通訳ガイドに支払わねばならない。

2.3

前払い金の額

前払い金額は以下の通りとする。

1日以上4日間までの契約…全契約金額

5日間以上の契約…最初の4日分の合計契約金額

2.4

キャンセルに伴う前払い金の返金

雇い主がツアーをキャンセルした場合、通訳ガイドは速やかに前払い金額からキャンセル料金を差し引いた残額を、雇い主が指定する送金方法で、雇い主が指定する口座に送金しなければならない。その場合、送金にかかわる諸費用は返金額の中から差し引かれて支払われる。すなわち雇い主の負担となる。

以上